

第八四回

参第七号

小売商業調整特別措置法の一部を改正する法律（案）

小売商業調整特別措置法（昭和三十四年法律第百五十五号）の一部を次のように改正する。

第十六条の六の次に次の一条を加える。

（商店街振興組合等による調査の申出等）

第十六条の七 商店街振興組合及び商店街振興組合連合会、事業協同組合又は協同組合連合会であつて商店街振興組合又は商店街振興組合連合会の設立の要件に準ずるものとして政令で定める要件に該当するもの並びに第三条第一項の許可に係る一の小売市場内の小売商であることをその組合員の資格とし、かつ、当該小売市場内の小売商の大部分が組合員である事業協同組合及び当該事業協同組合であることをその直接又は間接の会員の資格とする協同組合連合会（以下この条において「商店街振興組合等」という。）は、この法律の適用については、中小小売商団体とみなす。この場合において、第十四条の二第一項中「特定物品販売事業と同種の事業」とあり、第十六条の二第一項中「中小小売商団体の構成員の資格に係る特定物品販売事業と同種の事業」とあるのは「商店街振興組合等の構成員たる中小小売商が現に販売する物品と同種の物品の販売事業」と、第十四条の二第一項中「中小小売商の経営」とあるのは「中小小売商（当該同種の物品の販売事業を行う中小小売商をいう。以下第十六条の二第一項、第十六条の三第一項及び第十六条の五第一項において同じ。）の経営」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の小売商業調整特別措置法第十六条の七に規定する商店街振興組合等の設立の認可の申請であつてこの法律の施行の際現に受理されているもの及びこの法律の施行の日以後六月以内に受理されたものに係る団体は、当該設立の登記があるまで又は当該申請について不認可の処分があるまでの間、同条の規定の適用については、商店街振興組合等とみなす。

理 由

商店街振興組合等の構成員たる中小小売商の事業活動の機会を適正に確保するため、商店街振興組合等も大企業者の事業の開始又は拡大に係る紛争に関する調整等の申出ができるようにする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。